

出席規定

第 1 条 正会員の出席率は年間会議所の例会、所属委員会(理事は理事会)60%以上でなければならない。

第 2 条 出席率の算定は月 1 回以上行われる例会及び委員会開催数を基準とする。

第 3 条 理事会に於いて指定した別表の項目に出席した場合は、これを例会又は委員会の出席に加算する。

但し、本条項の適用ある場合は皆出席の表彰の対象とはならない。

第 4 条 理事会は当該年度中、3 月、6 月、8 月、11 月の 4 回、各委員の出席に関する資料を総務委員会より提出させ協議の上、全会員に出席状況を送付する。

第 5 条

1. 休会者の出席に関しては休会中は免除するも休会期間以外の出席率は原則として月割り計算により理事会に於いて審議する。
2. 休会に関する細目は別に定める「休会規定」による。

(別 表)

例会、委員会の出席に算入する項目(理事会指定)

- (1) 冠婚葬祭により届出のあった者（但し 3 親等を限度とする）
- (2) JC 公用による場合
- (3) 他 JC の例会に出席した場合
- (4) JCI 諸会議、日本 JC 全国会員大会、各地区ブロック会員大会、他 JC 認承式
- (5) 理事会に於いて承認された年度事業に 1 回出席した場合 1 回出席として扱う（但し、年度事業は専務理事が理事会に提出する。）

(B)

休 会 届

公益社団法人岸和田青年会議所

理事長 _____ 殿

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ (印)

私儀、 _____ は、公益社団法人岸和田青年会議所.理事長に対し、休
会規定に基づき、別紙確認書類を添付の上、下記理由により休会届を提出いたします。
尚、別紙の規定を確認後提出しております。

① 理由 _____

② 期間
年 月 日 ~ 年 月 日迄
(期間については当該年度のみとする)

(C)

退 会 届

公益社団法人岸和田青年会議所

理事長 _____ 殿

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ (印)

私儀、 _____ は、平成 年 月 日付けにて、公益社団法人
岸和田青年会議所.理事長に対し、退会届を提出いたします。

休 会 規 定

第 1 条 休会を希望する会員は、休会届を提出し、理事会の承認を経なければならない。

第 2 条 休会中といえども会費は納入しなければならない。

第 3 条 休会届は下記の理由の場合のみ提出することができる。又、すべての場合、確認書類の添付を必要とする。

- (1) 転勤
- (2) 長期出張
- (3) 病気
- (4) 出席向上対策会議の認めた理由

第 4 条 休会期間は当該年度のみとする。

第 5 条 休会届は連続して提出する場合、2 期以内しか認めない事とする。その場合、1 期ごとに提出し第 1 条の規定に基づくものとする。

第 6 条 理事会に於いて、休会届を受理した会員については出席義務を免除する。
但し、例会、委員会、その他すべての事業に対しては、出席する権利を有するものとする。

第 7 条 休会の理由が消滅した場合は速やかに届け出るものとする。

(平成 2 年 7 月 2 5 日の理事会にて変更追加)

(令和 3 年 5 月 日 の理事会にて変更追加)